

令和元年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和元年12月23日(月)
場 所 岐阜県議会棟 第3面会室

岐 阜 県

14時30分開会

(事務局) ※安達技術総括監

失礼します。お諮りの時間が参りましたので、ただ今から令和元年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。それでは、初めに萩巢林政部長から挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※安達技術総括監

本日は、委員11名中、10名の方の出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告します。

次に審議会の進め方ですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性の確保の点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので委員の皆様のご理解をお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、次に本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※安達技術総括監

それでは、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会の議長につきましては会長が務めることとなっております。では、会の進行を服部会長にお願いします。服部会長、よろしくお願いします。

～服部会長あいさつ～

(服部会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第8条の規定により、本日の議事録の署名者に正村委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは1つ目の議事に入ります。事務局の方、諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

それでは、審議事項の諮問文を事務局より朗読願ひます。

・ 諮問文朗読

林第517号 令和元年12月23日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
令和元年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(服部会長)

はじめに、議第1号「宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について」並びに「木曾川、揖斐川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」事務局から説明願います。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

～資料1～7に基づき揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立及び宮・庄川森林計画区等4計画区の地域森林計画の変更の概要を説明～

(森林法及び林野庁長官通知に基づき、計画の案の縦覧、関係市町村長・森林管理局長・経済産業局長への意見照会を行ったところ、いずれも意見なしであることを報告。今後は農林水産大臣への協議を行った後、自立変更の公表を行うことを説明)

(服部会長)

ただいま説明のごさいました議第1号につきまして、ご質問、ご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願います。

(中島委員)

10ページの個別計画の伐採立木材積について、揖斐川の伐採量が少なく感じるのわかりますが、宮・庄川の計画量は資源量から考えて多いのではないかと思います。広葉樹の伐採材積が多いと思いますが、もう少し説明をお願いします。

併せて、岐阜県下の昨年の素材生産量について、チップ・パルプと用材の比率はどの程度あるのかについて、説明をお願いします。

また、長良川、飛騨川の造林計画の変更について、「全国森林計画との整合を図るため」となっています。造林計画の変更があれば、伐採計画と連動すると思われませんが、造林計画の変更のみの理由を教えてください。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

宮・庄川の伐採量が多いという件について、中島委員からのご指摘のとおり、宮・庄川は広葉樹の資源が多く、単純に全県の計画量をこれまでの実績等をもとに計算するとこのような数値が出たということで、針葉樹だけでなく広葉樹の生産も期待した数値となっております。

(事務局) ※久松県産材流通課長

木材の生産量につきまして、平成30年度は、岐阜県内で56万9千m³の素材生産をしております。このうち、製材用、合板用、チップ用については、国から統計が出ておまして、製材用が24万8千m³で全体の43%、合板用が8万6千m³で15%、チップ用が9万2千m³で16%、バイオマスは県独自の集計により、14万3千m³で25%となっております。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

長良川計画区と飛騨川計画区については、「人工造林の面積の変更をしたが、伐採量の変更はないか」というご指摘でしたが、委員のご指摘のとおり連動するものであると考えます。例えば、長良川計画区は、基本計画の目標数値は人工造林の面積が721haで、今回110haほど増やすように国から指導があり、この数値については、再造林しない天然更新と考えるところを人工造林に移したもので、伐採総量では数値を変更していません。同じように飛騨川計画区についても、人工造林の伐採後、天然更新のところを再造林するため造林計画のみを見直したものとなっております。

(中島委員)

了解しました。

先ほどの素材生産量について、チップ・パルプ、バイオマス、針葉樹も広葉樹も使われる時代で、需要も多いと思いますが、国も県も、これからチップ・パルプ、バイオマスの先行きは伸びていくと考えていますか。

用材、木造建築は下がっていく、合板は建材等で必要だが、柱梁等は、人口減少の中で下がっていくと考えますが、今後は、チップ・パルプの比率は上がっていくと認識しているのですか。

(事務局) ※久松県産材流通課長

委員のおっしゃられたとおり、チップ、パルプ、特に木質バイオマスの需要は大変伸びてきています。FIT(再生エネルギーの固定価格買取制度)が始まってから、木質バイオマス発電が加速してきており、県内でも今6か所の認定がありまして、これが全部稼働しますと11万3千m³分の需要があります。これ以外にも今、申請がありまして、

まだ認定は出ておりませんが、これらがプラスされるとバイオマスの需要は増えていくと思われま。ただ、バイオマスの価格は低く、下支えという役割が求められますので、山全体として林業経営を進めていくにあたっては、A材、B材の需要を伸ばしていく必要があると考えています。

今後の木造住宅の関係でA材、B材の柱材は伸びないのではないかとのご意見もございましたが、製材部門で言いますと、国の自給率では49%、合板が約4割、チップが13%、バイオマスが7割と、チップの自給率が一番低いわけですが、一方で製材、合板といったところもまだまだ5割前後ですから、国産材がプライスリーダーになっていくには5割を越して、外材のシェアを奪っていく必要があると考えており、今後とも需要拡大に努めてまいりたいと思います。

(小林委員)

バイオマスとチップ材はどういう区別をされているのですか。

(事務局) ※久松県産材流通課長

チップというのは、主に製紙用となっています。県内だけでなく愛知県にも製紙工場があり、製紙用のチップとして使われています。

(小林委員)

FITの価格は、現在42円ですが、いつまで続くと予想されていますか。

(事務局) ※久松県産材流通課長

木質バイオマスの未利用材の価格は、2021年まで公表されておりますので2000kw以下の42円というのは2021年度まで続くことが確定しております。ただ、一般材については、未公表でありますので、来年度下がる可能性はあります。

参考までに、国の方でFIT制度の改革が検討されておまして、この先、今の太陽光発電は、入札制度になると言われていますし、バイオマスについても、地域産業、社会インフラの拡大創出につながるもの、いわゆる地域社会としてバイオマス発電が必要だと関係者の中でコンセンサスが得られるものは残していくという考えです。具体的に言いますと、未利用材を利用することによって、地域の森林整備が進むのであれば、これは地域社会に還元されますので、こうしたバイオマス発電は残していくということです。逆に輸入チップとかPKS（パームヤシ核殻）など様々なものがありますが、これらのようなものは除外されるという方向で検討が進んでいます。

(小林委員)

地域のエネルギー計画に関わる地域ごとの供給に関しては、岐阜県は認められる予定ですか。

(事務局) ※久松県産材流通課長

個別の案件はわかりませんが、例えば、千葉県や北海道で地域電源というものが見直

されておりまして、地域の熟利用ということも重要なファクターとなると思いますので、こういったものは今後も必要とされていくのではないかと考えます。

(中原委員)

わが県は2011年、東日本大震災の年の4月に加子母に合板工場がオープンしました。13～14万の間伐材を中心に、当時はB材とあって、今はA材も入っていますが、そのような形で受け皿ができました。その後、2014年12月に穂積の東海エナジー（瑞穂市内の大規模木質バイオマス発電施設へ燃料を供給している株式会社バイオマスエナジー東海）のバイオマスが9万m³程度の原木で発電することになりました。さらに、2015年9月に長良川木材事業協同組合が稼働となり、林政部があるが故に内地型の木材消費工場を呼んだことはすばらしいと思います。それに従って、現在56万9千m³となっていますが、これだけの計画で、主伐と間伐含めた時に、バイオマス並びにチップ、C、D材の量があまりにも少ないのではないかと思います。今、岐阜県で「一生懸命伐れ」、それと巷で言われている伐期を迎えた木というものは、たかが60年で利益の出ない木です。その主力は、合板への利用や構造材に持っていかれるということで、利益の出る、例えばスギで2万円以上となるものは、今、主伐の中にはないはずで、ということ、仕分けしていくとC、D材というのは、ものすごい量が出ているはずなのに、この数字は一体どういうことなのかと思います。

バイオマス発電も地元の東海エナジーが最初で、地場産で進めてもらったのですが、他は大企業の資本をバックにしています。その辺りについて東京などで聞くと、岐阜県は供給量が間に合わないから、奪い合いになるから、なかなか許可してもらえないということを知ったことがあります。経済の原理で行けば、奪い合いになれば値段は上がります。安く売ろうとしているのは林政部ですよ。それとそれだけの需要があれば、みんな工夫します。工夫して、より山に放置しないように、どうやって木を出すかとか、新たな補助金をつけて機械を導入していくとか、現場の生産性に関わる改善が行われるし、活用できる制度は十分な形で持っているはずで、そうであれば、もっと呼んでよいのではないですか。県は、莫大な面積を伐採すると言っているのですから。だとしたら、絶対余るから、それを受け皿として進めてもらえるのであればありがたいと思います。

FITの問題があって、パリ協定が継続している中、我が国が唯一排出削減の他に吸収源を持っています。裏付けられた補助金制度の管理された森林資源量と成長量など、具体的にここにはこういったものがあるという情報があります。原発が、おそらくNOとなることを考えた時に、シェアは0.1%かもしれませんが、それができるのは、大阪市でも横浜市でもなく、岐阜県だと思います。

人工林で、なおかつデータが管理されていることを考えると、積極的に導入して、それをトリガーにして、私たち山元の事業者も、流通も、インフラの道も機械導入も一気に加速的に進むと、林業はダメだという考えの突破口になるような気がするのですが、いかがでしょうか。

(事務局) ※久松県産材流通課長

さきほど56万9千m³の中で、バイオマスの量が14万3千m³とご説明しましたが、

全体の比率でいけば25%になります。林野庁は、何割までが適正かという話は一切されてはいませんが、担当者の個人的な見解すると2割程度ではないかというように言われました。ただ、本県の出材するチップ業者は、非常に優秀で、いわゆる原木と言われるところだけでなく、タンコロ（木の根元部分）、枝葉まで集材をしています。したがって、その努力が25%という数字となっていると考えます。これがどこまで適正なのかについては、今後いろいろ議論が必要だと考えておりますが、あまり原木の方に食いこむのはいかがなものかと考えてはおります。

先ほど言いましたとおり、バイオマスというのは下支えをするところであって、主力ではないのではないかと考えておりますので、やっぱり一定の生産量の中で押さえておく必要があるのではないかと考えております。

一方で、国では、ドイツとかヨーロッパの方のバイオマスの先進国を調査しておりますが、やはりあまりに競争が激しくなると、集材距離が200km、250kmと、どんどん伸びていって、あるいは単価が上がるということで、バイオマス施設全体が共倒れになるという話も伺ったことがあります。ですから、国では、確実に供給協定を結び、材料が調達できる施設のみをFITで許可をしているということになります。私どもが、林野庁あるいは経産省から依頼をされているのは、その供給、特に未利用材の分について、確実に山元から協定を結んでいただいて、その施設がずっと20年間安定的に稼働するという担保をちゃんと確認してくださいということです。その確認に一生懸命努力をしているという中で、先ほどなかなか許可が下りないのではないかとというようなご意見もありましたが、やはり、いくつかの申請が上がっている中で、重複があってはまずいですし、生産者の供給量を超えるような協定を結んでいては、我々としては疑義がありますので、しっかり審査をさせていただいて、県の意見を付しているところであります。

（中原委員）

課長が心配する、県が心配する必要はなくて、民間はもっと強い。生き残りがかかっているから。

それともう一つ、なぜ私がこういうことを言うかということ、ある森林組合にバイオマス既存の業者が、他との取引、原木の供給をするならば、今後一切うちは受け入れませんよ、というのに一筆入れろという事件があったからなのです。ということは、これは県も後押しをしているのではないかと私は思ってしまいます。なぜ、そこまで強く言えるのかということ。これは事実ですよ。そういった既得権益を守ろうとするものを助長するようなことは、行政が行ってはいけないと思います。

それと実は、最近バイオマス用の原木を当社の美山地区からも出すようになりました。東海エナジーには距離が遠すぎて出していないのですが、自然応用科学というところが山県市の伊自良村というところにプラントを作ってくれました。そうすると、半分以下の移動距離で済むということで、量としても非常にコストが安価になります。ちなみにそこにあるグラップルとかプロセッサとか林業に使う機械の導入については、一切補助金を投入していません。民間はやるようになったら必死になりますので、心配しなくても供給がなくなるなんてことはありません。

(正村委員)

最初の100年の森林づくり計画で、現在の人工林を将来的に12万6千ha、それから広葉樹が7万7千haということで、木材生産林ということになっていますが、今回の伐採計画は、100年先ではないですけども、どういうふうに考えていますか。また、天然更新が非常に多いですが、この天然更新された後の、更新樹種はどういうふうに考えていますか。

天然更新は問題だと言われながら、計画にこのように認めている一方で、再造林を推進されていますが、その辺の実効性について疑問符がつくのではないかとということです。

これは、ちょっと外れますけど、早生樹のコウヨウザンについてです。これは一世代で2回ぐらい伐採でき、非常に採算性もよいとのことですが、このコウヨウザンというのは、白鳥林木育種場の相当寒いところでもできるようにですが、どの辺りの地域までいけるのでしょうか。それから、林野庁は早生樹だけでなく、エリートツリーも、これも同じような伐期で非常に成長がよいとしています。エリートツリーについてはどうでしょうか。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

100年先の森林づくりに向けて人工林を少しずつ環境保全林に変えていくということが、本計画の中でどの数量になるかということですが、実際にそういった内容で計画は詰めておりません。その部分について、市町村において作っていただいている森林配置計画の環境保全林エリアの中でやられる針葉樹人工林については、環境保全林に変わっていくと思います。14ページの造林計画の中で天然更新と計画量を掲げておりますので、一部は人工林の伐採跡地で天然更新が図られるもので、そういったものが、人工林から環境保全林に移行する部分の内数として入っていると考えています。

あと、全計画の実行の中で、相当天然更新が多いというのがございまして、この中には、委員ご指摘のとおり、針葉樹人工林を伐採して、再造林せず天然更新を図っている森林も多数ございます。これらについてちゃんと天然更新が図られているかどうかについては、市村において市町村森林整備計画の中で天然更新完了基準を設けておりまして、高木性の将来森となる樹種が一定量生えているかどうかについて、市村の職員と現地の農林事務所が現場を見て、きちんと天然更新が完了しているかを確認したと報告を受けています。

(事務局) ※臼井森林整備課長

早生樹がどのあたりまでというお話ですが、全国的に言いますと、早生樹自体は東北から九州までのいわゆる照葉樹林帯で生育しております。現在、県内では、単木とか数本ということですが、一番北は下呂、あとは県南部ということで確認されています。

今、前提として考えていることは、郡上から南部であれば間違いはないというように考えています。

それからエリートツリーについては、第2世代のエリートツリーということで特定母樹というものが国では品種の認定だとか確保、育成に向けて取り組みを進めております。いわゆる従来のエリートツリーというのは生育が良いとか材としての質が良いというこ

とでございますが、それに加えて少花粉、いわゆる花粉症対策というものが加味されたものが特定母樹であり、今、認定と普及に国も取り組んでおりまして、岐阜県としましても育種事業地を使いながら、そういった品種の県内での普及に取り組んでいるところであります。

(正村委員)

天然更新ですが、こういった樹種なのですか。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

具体的な樹種の名前までは確認していませんが、将来森林を形成する高木となる飛騨地域ですとナラとかブナとかそういったものがあると思いますが、具体的な樹種は計画書の資料3-1の41ページをご覧ください。主な更新樹種はこのように表の中で記載しているものを参考に市町村において、天然更新完了基準を満たす樹種名を具体的に記載しているというものでございます。これらがちゃんと現地で生えているかということ農林事務所と市村の職員とで確認していると聞いております。

(正村委員)

このスギ、ヒノキ、マツこれらは針葉樹、あとは広葉樹ですけども、将来的にはまだ考えていないという話ですが、人工林は6割に減少するということですね。

更新をしていると、スギ、ヒノキを植えていると構成割合は変わらないのではないですか。天然更新には広葉樹を期待するのかなと思ったりしますし、放っておけばよいというのも施策上も問題があるかと。その辺りの整理も難しいなと思いつつながらどうされるのかと、計画を見ると思っていました。

(事務局) 藤下100年の森づくり推進室長

今ある30万haの人工林が、100年先には20万haになるという、2/3に減らすという計画ですが、今回の計画におきましても、基本計画の100年先までシミュレーションしておりまして、その基礎数値を元に出した数字でございます。

針葉樹の後に針葉樹が生えてきてそれが環境保全林かと言われますけども、我々の考えとしては、自然の力、自然遷移に委ねて、できるだけ人の手をかけない天然生の林を目指していけば、仮に生えている樹種が針葉樹であっても、そういうことはあり得ると考えております。

(中原委員)

10ページの流れの中で、材積とか伐採面積とかの数字については、概ねであればよいと思います。

これだけ皆伐を進めていくにあたって、更新にあたって植栽を伴うものは、現状におけるシカの被害を考えたら、植えました、食べられましたとなっています。そうすると、正村委員がおっしゃられた100年後には60%人工林にするということが可能だと思います。

それと、24 ページのコウヨウザンの早生樹に関する記述があります。この資料の中でこのページはやめた方がよいと考えます。

「早期収穫による収入が見込めます。このため、燃料用需要への対応も可能です」ということになっています。先ほど小林委員がおっしゃっていたF I Tはいつまでかということを考えて時に、コストの問題だと思えます。今、(1 t 当たり) 7,000 円とか7,500 円でしょう。杯積み料や手数料を考えると、市場において9,000 円ぐらいで売れたものと釣り合いがとれるくらいです。

7,500 円では、いままで山で放置していたものを、機械設備を伴ってガバッと持ってこれば、安い材木の中でも収入が多少増えてよいでしょう。こんなによい世の中になったと私たちは解釈します。けれども、7,000 円ぐらい、下手すると5,000 円ぐらいになると思えます。その5,000 円のために、早期回収できますからと言ってよいのか。原価計算しないとだめですよ。それと1 ha あたり3,000 本植えるとかいろんなことが書いてあるけども、収穫時期を20年から25年なのか、20年から30年に持っていこうとしているのか、はたまた1本の材積はどれぐらいの収穫があつて1 ha あたりこれだけの収穫、材積量があるからバイオマスに持っていてもこれだけありますよ、なのか。その数値を踏まえてトライしないといけない。とにかく早く育つからよいといって、市場にニーズがないもの作っても、その20年という時間は取り返せません。だからこれについては慎重にやるべきです。

それと、先ほど、岐阜でも南の方だということについて、これは、基本的に亜寒帯までOKです。成長はともかくとして。ただし雪の問題があるため急傾斜地であるとか、倒れてしまってなかなかまっすぐの木にならないとかというのが一点。

基本的に国内では、公園なんかに植えてあります。すなわち中山間、廃村になったところあたりの畑跡、屋敷跡。ここにスギを植えると芯が含水量によって真っ黒になってどうにもなりません、これは間違いなくOKです。

それと樹高を伸ばしたかったら、これも同じように枝打ちしてください。枝打ちじゃなくて、“芽欠き”というものがあって、そのための道具があります。それで芽がでるとガリガリかけば、一本当たりの技術量も少なくて済みます。

こういう形をもって1 ha に3,000 本や1,500 本で県が進めて、そうすると5年、10年すれば、どれが適正かわかります。

それをやりながらこれを進めていかないと、今、全く妄想や思い込み、そうなるであろうというだけでやると、植えてみたが全くニーズがないということになります。

コウヨウザンや他の早生樹などの原木を市場で買ってきて、それが構造材に使えるのか、ヤング係数がどの程度かということ調べてうえて、20年後、25年後に備える準備をしていかないと、20年、25年という時間が無駄になりますので、そういう施策はぜひやめていただきたいと思えます。早急にコウヨウザンを認定しようとしているのではないのでしょうか。

それと、先ほどの話で、シカによる被害で再生不能な森林面積を、来年度以降は計画資料に載せるべきだと思えます。植栽して一週間後、検査に行ったときには被害を受けていますから。その期の次の補助金の期が始まる前に把握できることです。植えました、でもこれだけ被害に遭いましたということ、地拵えから植え付け、苗木代までの計算を

すると、これだけ投資が無駄になりましたということについても把握することが必要ではないですか。

こうしたシカの被害面積や金額は掲載できるはずですが、補助金ベースでよいので、是非そのような情報を流すことが、林業を正しく理解してもらう上で、大切なことだと思います。

(事務局) ※臼井森林整備課長

コウヨウザンを認定しようとしているというよりも、今おっしゃられたとおり、24ページの写真に出ている白鳥のものですが、これが平成15年に植えたものを1本伐採して、植栽年度が分かったということです。まだ15年、16年生のものでございます。さっきおっしゃられたとおり、私もコウヨウザンを全て燃料用に使うとかそういうつもりはございません。広島などでは、構造材として取引されている事例もございます。ヤング係数はスギより高く、ヒノキに限りなく近いとか、構造材としての性能はある程度確保されているということは、他県の調査などで聞いています。ただ、岐阜県産のものが本当にそのようになるのかについては、今後も森林研究所や森林技術開発・普及コンソーシアムと連携して、進めていきたいと考えています。

一方で、造林、植えたいという要望があるのも事実です。その中で今、複数の県で実施している造林対象として認可を受け、補助金をもらいながら、試験植栽をやるのがよいか悪いかということもあるとは思いますが、きっちり生業として取り入れるべきだと思いますが、昨年からは林野庁と調整してきて、しっかりとしたデータがなくても、県が方針として、いわゆる短期で資本を回収すると考えるならば、補助対象としてもあり得るという話でございましたので、補助対象樹種として認められるように考えたということです。

(中原委員)

ならば、スギ人工林の60年生に対して、地拵えから収穫まで、その間に間伐、下刈り、そもそも下刈り5回というのは何を根拠に書いているのか。5回なんていない。いい加減なことを書いているから認めてはいけないって言っているのです。だからスギの人工林の伐期を60年として、ゼロから収穫までどれだけの施業をどうやって、それを今の単価で計算したらこれだけの1haあたりの投資率ですよと。

コウヨウザンを植えたときには、20年で3回出来て、1回あたりの金額はこれだけですと。そうしたらびっくりするような数字が出てきますよ。あんまり変わらないのではないのでしょうか。

それを示していただくことを強く求めます。必要であれば、私も出向いて説明を聞きに行きます。根拠がなければダメです。スギじゃなくて早生樹がよいという意味が分かりません。

(小林委員)

コウヨウザンの話で、なんとなくですが市民感覚でいうとやっぱり外来種ですよ。追跡調査であったり、昆虫であったり、微生物であったりということも一緒に調べても

らって、この土地、岐阜県で合うのかといったところも、しっかりと見ていただきたいと思えます。

それともう一つ、環境保全林というものが先ほどから出てきていますが、これは林地部会でも問題になりましたけれども、雨の降り方が最近尋常ではありません。林野庁は、30年統計だとか50年統計で考えているという話を聞いて、今、ため池の調査も、おそらく200年の雨の調査になって、どんどん変わっている時に、やっぱり岐阜県、これだけ雨が降る所で、雨の災害が多いところなので、もう一回保全林がこのままでいいのか、広げなくていいのか、あるいはほかの場所が保全林として認められるのかどうかという調査を、100年単位ぐらいに延ばしていただいて見直しを図っていただければうれしいなと思っています。

(平井次長)

コウヨウザンは江戸時代から日本に入っている樹種で、単木では、日本全国至る所にございまして、岐阜県で育てられているコウヨウザンは、そのような日本で生息しているコウヨウザンから派生しておりますので、外来種という表現は当てはまらないと考えます。

(小林委員)

地元材に近くなったというか、もう共生している樹種ということですね。

(平井次長)

もう一つ、土砂災害の関係でございすけども、特に危険なところは、全国統一的に、保安林というものにして指定して、保全すべきところは、禁伐もしくは択伐にして、森林法の制度で管理しております。

地域森林計画は、伐採、木材をこれ以上伐ってはいけないとか、造林や林道などの全体量を数値的に示す計画でございす。森林の保全は、別の制度があるということで、ご理解いただきたいと思えます。

(小林委員)

別の制度があると理解しつつも、ただ基準が50年でどのくらい降ったかという統計なので、それとは別にもう一度、岐阜県ならではの制度みたいな形で見直していただければ、ありがたいということです。

(萩原部長)

すぐにはできませんが、概念的な部分から、もう一度洗いなおして、いろいろな形で、いろいろな人にお示しできるように、1年くらいかけて検討したいと考えます。

小林委員のおっしゃられることは非常によくわかりまして、今までは30年確率でよかったものが、今年の台風15号や19号を踏まえると、30年確率を基本として議論することが果たしてよいことか、もう一度見直すべきところもあると思えます。これについては、言えることは国に言い、県の中で施策転換できるところは転換するといったように、

今後しっかりと検討していきたいと考えています。

(小林委員)

強靱化計画に関わってくる内容だと思うので、是非お願いします。

(正村委員)

コウヨウザンの話ですが、10年ほど前に中国へ行ったときに、コウヨウザンの林を見ましたが、江西省の林業庁は失敗事例として、何か更新できる樹種はないかと聞かれました。郷土樹種であれば問題はないと思いますが、非常に下の方から枝がいっぱい生えて、林内に立ち入ろうとしても入れないくらいの枝が出て裾払いが必要という話でした。初期の保育が課題にあるかどうかわかりませんが、そういうこともありますので、中原委員もおっしゃったとおり慎重な取り扱いをしないと、今のように人の手が入らない山ですと、このようになることも想定されると思います。

(服部会長)

ご提言ということでよろしいですか。

(桑原委員)

早生樹のことについて、もっと個別、具体的にご存じということですよ。そういう皆様のご意見というのは当然把握して、記載していただいているということですよ。

ここは、非常に重要な部分です。担当者はわかっている前提でのお話だと私は思っていますが、あえて提言されていると思います。

(荻巣部長)

はい。ただ、冒頭のあいさつにもありましたように現場に即したというところは非常に大切でありまして、国の機関などの様々な調査データも持っていますけれども、いま委員さんが言われたことが、まさしく岐阜県の生の声だということと意識していますので、どのように調整させていただくか、今後の検討事項としていただければ幸いです。

(向井委員)

造林計画と苗木の供給計画について聞きたいのですが、数年前のこの委員会で造林計画を実行するための苗木が足りないとお話を聞いたことがあるのですが、たぶんそれで、下呂に新しい苗木の圃場ができたと思うのですが、実際の実行歩合を考えると人工造林とか樹下植栽が極めて低いですね。その原因は、その苗木の供給が足りないということではないかということ、実行しようとしたときに苗木の供給が十分実行できる体制になってきているのかということについてお答えいただきたい。

(事務局) ※臼井森林整備課長

今お話のございました住友林業が下呂の乗政で、主にスギのコンテナ苗を生産することによって、県内の苗木の生産量の方は、概ね63万本で、現状では需要に即して足りな

いということはありません。ただし、再生林の面積は、森林づくり基本計画に示している目標値の半分以下ということで、本来、その面積を達成することになれば、苗木が足りないということになります。なぜ進まないのかと言えば、森林所有者の方々が、植えてからの保育に費用がかかるといった採算面への不安が大きいということで、なかなか再生林までいかないということが原因かと思えます。結果として、今は苗木の供給バランスが取れているということです。

(服部会長)

よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問も尽きたようでございますので、議第1号につきまして、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申してよろしいでしょうか。

(中原委員)

私は保留させていただき、皆様のご賛同を得て、答申という形で異論ありません。

今回の計画について、コウヨウザンの部分については、記載するのが時期尚早と考えます。今回方針を決めてしまって、後に変更ということになると問題ですので、早生樹の施業モデルについては、調査研究という形で、他県等と広く情報交換を行ってから定めるということで変更した方がよいと思えます。

(服部会長)

改めまして、再意見をいただきましたので、修正案として、それ（「代表的な早生樹の施業モデル」の内容を削除すること）を付して、答申という形とさせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(服部会長)

事務局はよろしいでしょうか。

(荻巣部長)

はい。「代表的な早生樹の施業モデル」の内容を削除するという付帯意見で作成します。

～答申案の作成～

(服部会長)

それでは、事務局から答申文（案）の朗読をお願いします。

・答申文（案）朗読

(案)	岐阜審第5号 令和元年12月23日
岐阜県知事 古田 肇 様	
岐阜県森林審議会 会長 服部 秀洋	
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について（答申）	
令和元年12月23日付け林第517号をもって諮問のありました下記について、意見を付して、原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	
1 森林法第5条第1項に基づく宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について	
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について	
付記	
森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更のうち第5章森林整備基準等を削除する。	

(服部会長)

ただいま朗読した答申文について、ご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし

(服部会長)

異議なしということで、この内容で答申をさせていただきます。

委員の皆様には大変活発なご議論をいただきありがとうございました。

以上を持ちまして、議長の座を降りさせていただきます。

ありがとうございました。

引き続きまして、報告事項に入ります。岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等につきまして、報告をお願いします。

(向井委員)

林地部会長の向井でございます。林地部会における審議状況並びに林地開発許可状況について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) ※寺田治山課長

～資料8に基づき林地部会の審議状況等について説明～

(服部会長)

ただいまの説明について、ご質問等がありましたら伺いたいと思います。

(服部会長)

よろしいでしょうか。ご質問がないようですので、林地部会の報告は了承するということにしたいと思います。

続きまして、林業の新たな担い手確保・育成方針（案）につきまして、報告をお願いします。

(事務局) ※中根恵みの森づくり推進課長

～資料9に林業の新たな担い手確保・育成方針（案）について説明～

(正村委員)

森林組合について、今後の合併や大型化に対する県としての考え方はどのようなものですか。

(事務局) ※臼井森林整備課長

合併については、基本構想にもとづいて実施してきました。現在20組合で、目標には至っておりませんが、さらに合併することは考えておりません。なお、来年度の森林組合法改正に向けて、事業部門の統括などが検討されております。部門間の連携や統合など、森林組合法の改正内容も踏まえながら、検討していきたいと考えております。

(正村委員)

3ページの労働安全対策について、「①安全講習会」は、座学の講習がイメージされますが、どういったものですか。岐阜県の昨年の労働災害は、全国で3番目であり、非常に高いものとなっています。安全講習という表現について、もう少し踏み込んだものとして頂くのがよいのではないのでしょうか。

(事務局) ※中根恵みの森づくり推進課長

技術的な内容も含めておりますので、その点も加味して、名称については検討したいと考えております。

(事務局) ※可知林政課長

大変時間も押しておりますので、「特用林産振興」については、説明を省略させて頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。

(服部会長)

委員の皆様よろしいでしょうか。

(委員)

※了承

(服部会長)

以上をもちまして、議事の方を全て終了させていただきました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

(事務局) ※安達総括

服部会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、大変長時間にわたり、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございます。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただき、確定版を改めて送付させていただきます。

また、本日の資料につきましては、お持ち帰りいただき、ご意見やご質問等ございましたら、後日、事務局のほうまで、ご提出頂けるようお願いいたします。

では、これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

17時00分閉会